

2008年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事法（民事訴訟法）

問題

Xは、Yの所有する甲土地を、2005年3月1日、売買によって取得したと主張しているとする。以下の設例について、裁判所は、後行訴訟につき、どのように裁判すべきか。理由を付して、解答しなさい。

(1) Xは、Yを相手取り、甲土地につき、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起した。これに対し、裁判所は、当該売買契約が存在しなかったとして、請求を棄却する旨の判決をし、判決は確定した（前訴判決）。その後、Xは、Yを相手取り、甲土地につき、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起し、再び当該売買契約の存在を主張した（後行訴訟）。

(2) Xは、売買により甲土地の所有権を取得したと主張して、Yを相手取り、甲土地の所有権確認訴訟を提起した。これに対し、裁判所は、当該売買契約が存在しなかったとして、請求を棄却する旨の判決をし、判決は確定した（前訴判決）。その後、Xは、Yを相手取り、甲土地につき、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起した（後行訴訟）。

(3) Xは、Yを相手取り、甲土地につき、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起した。これに対し、裁判所は、当該売買契約が存在しなかったとして、請求を棄却する旨の判決をし、判決は確定した（前訴判決）。その後、Xは、Yを相手取り、当該売買契約により甲土地の所有権を取得したと主張して、甲土地の所有権確認訴訟を提起した（後行訴訟）。

(4) Yは、Xを相手取り、X主張の売買契約は存在しないと主張し、甲土地の所有権確認訴訟を提起した。これに対し、裁判所は、Yの主張を容れ、当該売買契約の不存在を理由に請求を認容する旨の判決をし、判決は確定した（前訴判決）。その後、Xは、Yを相手取り、当該売買契約の存在を主張して、甲土地の所有権確認訴訟を提起した（後行訴訟）。

(5) Xは、Yを相手取り、甲土地につき、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起した。これに対し、裁判所は、当該売買契約の存在を認定し、請求を認容する旨の判決をし、判決は確定した（前訴判決）。その後、Yは、Xを相手取り、Xの詐欺により締結された当該売買契約は民法96条1項によって取り消されるべきものであるとして、取消権を行使したうえで、甲土地につき土地明渡請求権不存在確認訴訟を提起した（後行訴訟）。